



熊本県公報

第 1 1 7 8 9 号

平成 21 年 3 月 17 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成 21 年度家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査の実施…………… (畜産課) 1
- 平成 20 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領…………… (財政課) 3
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 72
- 八代都市計画道路事業の事業認可…………… (都市計画課) 73
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正… (私学文書課) 73
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 73
- 道路の供用開始…………… (//) 74
- 城南都市計画下水道事業変更認可…………… (下水環境課) 74
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障害者支援総室) 75
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 75
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 75
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 75
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (//) 76
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (//) 76
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (//) 77
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の休止…………… (//) 77

公 告

- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 77
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出…………… (商工政策課) 78
- 開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了公告…………… (建築課) 78
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 78
- 土地改良区役員の退任…………… (//) 79
- 土地改良区役員の退任…………… (//) 79
- 都市計画法第 36 条第 3 項の規定による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 79

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例…………… (有明海自動車航送船組合) 80
- 指定講習機関の名称変更の告示…………… (警察本部運転免許課) 80
- 運転免許取得者教育の認定を受けた講習機関の名称変更の告示…………… (//) 80
- 芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (医療政策総室) 80
- 芦北地域保健医療推進協議会の開催…………… (//) 81
- 文化財保護審議会の会議の開催…………… (文化課) 81
- 平成 20 年度熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会の開催…………… (自然保護課) 82

告 示

熊本県告示第 2 0 3 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 5 条第 1 項の規定により、ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、馬伝染性貧血検査、ふそ病検査、ひな白痢検査及び伝染性海綿状脳症検査を次のとおり実施する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握し、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区	実 施 期 日
ブルセラ病検査、結核病検査及びヨーネ病検査	熊本市	平成21年 5月11日から平成21年 6月30日まで
	〃	平成21年 9月14日から平成21年10月30日まで
	合志市	平成21年 5月11日から平成21年12月18日まで
	和水町	平成21年 4月13日から平成21年 5月 1日まで
	阿蘇市	平成21年 5月 1日から平成21年 6月30日まで
	〃	平成21年10月 1日から平成21年11月30日まで
馬伝染性貧血検査	人吉市	平成21年 6月 7日から平成21年 7月 2日まで
	相良村	平成21年 9月 7日から平成21年10月 2日まで
	熊本市	平成21年10月 1日から平成21年10月31日まで
	荒尾市	平成21年11月 4日から平成21年11月27日まで
	阿蘇市	平成21年 4月 1日から平成21年11月 6日まで
	高森町	平成21年 4月 1日から平成21年11月 6日まで
ふそ病検査	西原村	平成21年 4月 1日から平成21年11月 6日まで
	南阿蘇村	平成21年 4月 1日から平成21年11月 6日まで
	あさぎり町	平成21年 7月27日から平成21年 7月31日まで
	八代市	平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで
	山鹿市	平成21年 7月 6日から平成21年 8月 7日まで
	阿蘇市及び阿蘇郡内全域	平成21年 5月 1日から平成21年 6月30日まで
ひな白痢検査	〃	平成21年 9月 1日から平成21年11月28日まで
	錦町	平成21年 4月20日から平成21年 4月24日まで
	〃	平成22年 3月 8日から平成22年 3月12日まで
	球磨村	平成21年 5月11日から平成21年 5月15日まで
伝達性海綿状脳症検査	山鹿市	平成21年11月 2日から平成21年11月30日まで
	南関町	平成21年11月 2日から平成21年11月30日まで
	錦町	平成21年10月19日から平成21年10月23日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範 囲	摘 要
ブルセラ病検査、結核病検査及びヨーネ病検査	実施区域内で飼養されている乳用牛及び同居牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	
ふそ病検査	実施区域内で飼養され、転飼されるみつ峰	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈している牛で家畜保健衛生所長が指示するもの及び牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。	

月齢又は推定年齢が満 1 2 月以上 で死亡しためん羊又は山羊。

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液と血清による急速凝集反応法により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (6) ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- (7) 牛における伝達性海綿状脳症検査は、酵素免疫測定法により判定する。めん羊又は山羊においては、独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンブロット法により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成 1 2 年熊本県条例第 9 号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由がある時は、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第 2 0 4 号

平成 2 0 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 2 1 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 0 年度熊本県一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 0 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,212,987 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 740,209,752 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		169,562,822	△ 5,206,937	164,355,885
	1 県 民 税	59,238,657	△ 2,560,464	56,678,193
	2 事 業 税	43,024,648	△ 3,049,810	39,974,838
	3 地方消費税	14,928,441	1,047,453	15,975,894
	4 不 動 産 取 得 税	5,184,739	421,860	5,606,599
	5 県たばこ税	3,548,926	△ 27,487	3,521,439
	6 ゴルフ場 利 用 税	803,156	△ 45,295	757,861
	7 自 動 車 税	23,709,000	△ 340,316	23,368,684
	8 鉦 区 税	10,297	141	10,438
	9 自 動 車 取 得 税	4,071,132	120,640	4,191,772
	10 軽油引取税	14,873,784	△ 820,326	14,053,458
	11 狩 猟 税	37,812	16,926	54,738
	12 産業廃棄物税	132,178	29,742	161,920
	13 旧 法 に よ る 税	52	△ 1	51

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	地方消費税 清算金	34,155,157	△ 1,216,582	32,938,575
	1 地方消費税 清算金	34,155,157	△ 1,216,582	32,938,575
3	地方特例 交付金	2,705,208	143,295	2,848,503
	1 地方特例 交付金	1,283,671	142,892	1,426,563
	2 特別交付金	534,000	403	534,403
4	地方交付税	214,588,000	1,735,876	216,323,876
	1 地方交付税	214,588,000	1,735,876	216,323,876
5	分担金及び 負担金	6,869,261	△ 477,250	6,392,011
	1 分 担 金	647,986	11,724	659,710
	2 負 担 金	6,221,275	△ 488,974	5,732,301
6	使用料及び 手数料	11,238,208	△ 53,487	11,184,721
	1 使 用 料	8,046,379	52,096	8,098,475
	2 手 数 料	3,191,829	△ 105,583	3,086,246
7	国庫支出金	101,023,315	15,966,220	116,989,535
	1 国庫負担金	35,693,625	617,149	36,310,774

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 国庫補助金	63,917,001	15,567,713	79,484,714
	3 国庫委託金	1,412,689	△ 218,642	1,194,047
8 財産収入		4,463,666	185,727	4,649,393
	1 財産運用 収 入	1,230,265	225,478	1,455,743
	2 財産売払 収 入	3,233,401	△ 39,751	3,193,650
9 寄附金		78,142	799	78,941
	1 寄附金	78,142	799	78,941
10 繰入金		39,086,309	△ 10,028,028	29,058,281
	1 特別会計 繰入金	2,736,115	29,123	2,765,238
	2 基金繰入金	36,350,194	△ 10,057,151	26,293,043
11 繰越金		1,847,769	5,762,605	7,610,374
	1 繰越金	1,847,769	5,762,605	7,610,374
12 諸収入		36,741,093	135,746	36,876,839
	1 県預金利子	501,000	63,000	564,000
	2 貸付金 元利収入	22,638,007	△ 90,079	22,547,928

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 受託事業入 収	1,544,372	△ 165,635	1,378,737
	4 収益事業入 収	6,256,997	△ 174,657	6,082,340
	5 雑 入	5,404,273	503,117	5,907,390
13 県 債		103,105,400	3,265,003	106,370,403
	1 県 債	103,105,400	3,265,003	106,370,403
歳 入 合 計		729,996,765	10,212,987	740,209,752

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,380,506	32,440	1,412,946
	1 議 会 費	1,380,506	32,440	1,412,946
2 総 務 費		33,322,610	5,253,019	38,575,629
	1 総務管理費	13,259,387	4,546,767	17,806,154
	2 企 画 費	4,353,442	190,410	4,543,852
	3 徴 税 費	8,932,085	828,664	9,760,749
	4 市 町 村 振 興 費	4,684,159	△ 230,297	4,453,862
	5 選 挙 費	93,894	△ 47,582	46,312
	6 防 災 費	1,061,368	△ 23,595	1,037,773
	7 統 計 調 査 費	541,055	△ 21,178	519,877
	8 人 事 委 員 会 費	184,259	10,097	194,356
	9 監 査 委 員 費	212,961	△ 267	212,694
3 民 生 費		73,232,122	3,680,522	76,912,644
	1 社会福祉費	48,746,385	1,807,271	50,553,656

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	20,593,592	1,979,877	22,573,469
	3 生活保護費	3,886,639	△ 106,707	3,779,932
	4 災害救助費	5,506	81	5,587
4 衛生費		40,362,608	△ 283,689	40,078,919
	1 公衆衛生費	28,808,631	583,375	29,392,006
	2 環境衛生費	8,327,592	△ 875,915	7,451,677
	3 保健所費	2,160,213	91,914	2,252,127
	4 医薬費	1,066,172	△ 83,063	983,109
5 労働費		1,712,877	8,655,761	10,368,638
	1 労政費	228,472	18,100	246,572
	2 職業訓練費	1,193,692	△ 68,395	1,125,297
	3 失業対策費	154,105	8,707,971	8,862,076
	4 労働委員会費	136,608	△ 1,915	134,693
6 農水産業林費		69,923,130	△ 5,353,154	64,569,976
	1 農業費	14,879,214	△ 2,317,480	12,561,734

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	3,514,125	△ 409,290	3,104,835
	3 農地費	26,098,121	△ 3,371,887	22,726,234
	4 林業費	18,638,714	△ 248,209	18,390,505
	5 水産業費	6,792,956	993,712	7,786,668
7 商工費		29,786,748	258,599	30,045,347
	1 商業費	22,795,961	240,077	23,036,038
	2 工鉦業費	6,387,471	△ 171,775	6,215,696
	3 観光費	603,316	190,297	793,613
8 土木費		105,683,768	3,753,597	109,437,365
	1 土木管理費	21,413,129	822,785	22,235,914
	2 道路橋りょう費	48,960,859	1,433,009	50,393,868
	3 河川海岸費	21,481,129	360,239	21,841,368
	4 港湾費	4,612,908	946,659	5,559,567
	5 都市計画費	7,299,911	163,527	7,463,438
	6 住宅費	1,915,832	27,378	1,943,210

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 警察費		42,579,379	25,794	42,605,173
	1 警察管理費	38,871,738	△ 261,631	38,610,107
	2 警察活動費	3,707,641	287,425	3,995,066
10 教育費		172,211,962	△ 1,744,517	170,467,445
	1 教育総務費	24,052,298	△ 606,956	23,445,342
	2 小学校費	63,473,243	△ 833,954	62,639,289
	3 中学校費	35,704,581	△ 642,404	35,062,177
	4 高等学校費	34,241,512	347,407	34,588,919
	5 特別支援 学校費	9,328,230	△ 121,979	9,206,251
	6 大学費	990,945	237,281	1,228,226
	7 社会教育費	2,546,322	△ 117,437	2,428,885
	8 保健体育費	1,874,831	△ 6,475	1,868,356
11 災害復旧費		5,469,882	△ 2,049,622	3,420,260
	1 農林水産業 災害復旧費	2,421,216	△ 1,056,759	1,364,457
	2 土木災害 復旧費	3,047,220	△ 992,028	2,055,192

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 民生災害 復旧費	1,446	△ 835	611
12 公債費		113,408,604	△ 2,184,343	111,224,261
	1 公債費	113,408,604	△ 2,184,343	111,224,261
13 諸支出金		40,822,569	168,580	40,991,149
	1 繰出金	4,112,221	△ 124,883	3,987,338
	2 地方消費税 清算金	14,671,131	1,345,661	16,016,792
	3 地方消費税 交付金	17,179,586	△ 598,960	16,580,626
	4 配当割 交付金	406,325	△ 230,988	175,337
	5 株式等譲渡 所得割交付金	292,364	△ 222,250	70,114
歳 出 合 計		729,996,765	10,212,987	740,209,752

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 997,277
	1 総 務 管 理 費	438,107
	2 企 画 費	174,312
	3 徴 税 費	382,013
	4 市 町 村 振 興 費	2,845
2 衛 生 費		119,897
	1 公 衆 衛 生 費	1,991
	2 環 境 衛 生 費	86,210
3 商 工 費		271,371
	1 商 業 費	48,155
	2 工 鉱 業 費	4,246
4 警 察 費		359,116
	1 警 察 管 理 費	359,116
5 教 育 費		280,281
	1 大 学 費	237,281

款	項	金 額
	2 保 健 体 育 費	千円 43,000
合	計	2,027,942

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 農 林 水 産 業 費		千円 9,928,000	千円 12,701,976
	1 農 業 費	1,381,000	1,857,250
	2 農 地 費	3,318,000	3,418,000
	3 林 業 費	3,980,000	4,935,831
	4 水 産 業 費	1,249,000	2,490,895
2 土 木 費		33,173,000	40,331,000
	1 土 木 管 理 費	4,467,000	5,467,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	15,195,000	18,528,000
	3 河 川 海 岸 費	7,463,000	8,408,000
	4 港 灣 費	827,000	2,259,000
	5 都 市 計 画 費	4,890,000	5,272,000
	6 住 宅 費	331,000	397,000
3 警 察 費		52,000	351,875
	1 警 察 活 動 費	52,000	351,875
4 教 育 費		628,000	1,711,068
	1 教 育 総 務 費	11,000	26,000
	2 高 等 学 校 費	564,000	1,562,361

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
	3 特別支援学校費	53,000	122,707
合	計	43,781,000	55,095,919

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 広報誌制作業務	平成21年度	千円 25,206
2 東京事務所職員宿舍等賃借	平成21年度	75,097
3 銀座熊本館運営業務	平成21年度	3,575
4 県立劇場管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	1,132,500
	年次別内訳	
	平成21年度	378,000
	平成22年度	377,500
平成23年度	377,000	
5 保健・医療・福祉関係業務	平成21年度	557,569
6 総合福祉センター管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	132,300
	年次別内訳	
	平成21年度	44,100
	平成22年度	44,100
平成23年度	44,100	
7 健康センター管理運営業務	平成21年度	56,100
8 環境センター管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	64,800
	年次別内訳	
	平成21年度	21,600
	平成22年度	21,600
平成23年度	21,600	
9 石綿健康被害救済基金拠出金	平成21年度 ～平成28年度	116,080
	年次別内訳 平成21年度	14,510

事 項	期 間	限 度 額
		千円
	平成22年度	14,510
	平成23年度	14,510
	平成24年度	14,510
	平成25年度	14,510
	平成26年度	14,510
	平成27年度	14,510
	平成28年度	14,510
10 水俣病総合対策事業等委託業務	平成21年度	86,071
11 水俣病認定検診室賃借	平成21年度	591
12 しごと相談・支援センター関係業務	平成21年度	5,142
13 障害者就業・生活支援センター運営業務	平成21年度	20,212
14 農業公園管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	195,000
	年次別内訳	
	平成21年度	65,000
	平成22年度	65,000
	平成23年度	65,000
15 国営土地改良事業負担金	平成21年度 ～平成33年度	9,253,999
	年次別内訳	
	平成21年度	1,410,482
	平成22年度	1,364,736
	平成23年度	1,296,421
	平成24年度	1,197,141
	平成25年度	1,072,745
	平成26年度	843,538
	平成27年度	548,748
	平成28年度	425,630
	平成29年度	360,317
平成30年度	303,181	

事 項	期 間	限 度 額
		千円
	平成31年度	230,975
	平成32年度	149,303
	平成33年度	50,782
16 県営中山間地域総合整備事業	平成21年度	84,000
17 県営経営体育成基盤整備事業	平成21年度	65,100
18 農地海岸保全事業	平成21年度	1,171,000
19 森林国営保険事務処理作業委託業務	平成21年度	15,000
20 森づくりボランティアネット運営業務	平成21年度	13,138
21 緑資源幹線林道事業負担金	平成21年度 ～平成40年度	1,946,474
	年次別内訳	
	平成21年度	201,127
	平成22年度	193,118
	平成23年度	185,574
	平成24年度	177,898
	平成25年度	152,554
	平成26年度	137,086
	平成27年度	123,774
	平成28年度	115,355
	平成29年度	108,658
	平成30年度	103,831
	平成31年度	99,229
	平成32年度	94,317
	平成33年度	56,778
	平成34年度	46,390
	平成35年度	38,751
平成36年度	34,329	
平成37年度	29,456	
平成38年度	24,343	
平成39年度	21,075	
平成40年度	2,831	

事 項	期 間	限 度 額
22 治山事業	平成21年度	千円 81,856
23 鳥獣保護センター管理運営業務	平成21年度	13,711
24 阿蘇みんなの森管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	21,555
	年次別内訳	
	平成21年度	7,185
	平成22年度	7,185
	平成23年度	7,185
25 水産動物種苗生産等水産振興業務	平成21年度	160,287
26 広域漁港整備事業	平成21年度	500,000
27 大阪事務所職員宿舍等賃借	平成21年度	23,180
28 福岡事務所職員宿舍等賃借	平成21年度	10,517
29 企業立地促進費補助	平成21年度 ～平成26年度	3,200,000
	年次別内訳	
	平成21年度	900,000
	平成22年度	900,000
	平成23年度	500,000
	平成24年度	300,000
	平成25年度	300,000
平成26年度	300,000	
30 産学連携コーディネータ設置事業	平成21年度	12,982
31 大学連携型起業家支援事業	平成21年度	7,914
32 特許流通アドバイザー育成事業	平成21年度	6,092
33 インキュベーション施設運営事業	平成21年度	8,577

事 項	期 間	限 度 額
34 地域連携型インキュベーション施設運営事業	平成21年度	千円 14,084
35 天草ビジターセンター管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	9,960
	年次別内訳	
	平成21年度	3,320
	平成22年度	3,320
	平成23年度	3,320
36 建設単価調査業務	平成21年度	19,623
37 テクノ中央緑地管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	57,783
	年次別内訳	
	平成21年度	19,341
	平成22年度	19,261
	平成23年度	19,181
38 水前寺江津湖公園広木地区管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	86,358
	年次別内訳	
	平成21年度	28,886
	平成22年度	28,786
	平成23年度	28,686
39 水俣広域公園管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	238,376
	年次別内訳	
	平成21年度	79,813
	平成22年度	79,644
	平成23年度	78,919
40 引揚者住宅管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	10,218
	年次別内訳	
	平成21年度	3,406
	平成22年度	3,406
	平成23年度	3,406

事 項	期 間	限 度 額
41 公営住宅管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	千円 1,321,758
	年次別内訳	
	平成21年度	440,586
	平成22年度	440,586
平成23年度	440,586	
42 荒尾警察署庁舎耐震改修事業 荒尾市	平成22年度	43,804
43 宇城警察署庁舎耐震改修事業 宇城市	平成22年度	23,156
44 天草警察署庁舎耐震改修事業 天草市	平成22年度	27,063
45 県立高等学校再編・統合事業 上天草市	平成21年度	19,249
46 八代農業高校実習棟改修事業 八代市	平成21年度	2,430
47 青少年教育施設管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	925,640
	年次別内訳	
	平成21年度	308,513
	平成22年度	308,659
平成23年度	308,468	
48 ふるさと雇用再生特別基金事業	平成21年度 ～平成23年度	3,000,000
	年次別内訳	
	平成21年度	1,000,000
	平成22年度	1,000,000
平成23年度	1,000,000	

事 項	期 間	限 度 額
49 緊急雇用創出基金事業	平成21年度	千円 750,000

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 除川地区農地防災事業 熊 本 市	平成21年度	千円 350,000	平成21年度 ～平成22年度	千円 700,000
			年次別内訳	
			平成21年度	400,000
			平成22年度	300,000
2 警察関係業務	平成21年度	462,940	平成21年度	491,729
3 県有施設等管理業務	平成21年度 ～平成25年度	756,305	平成21年度 ～平成25年度	3,262,134
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成21年度	611,737	平成21年度	3,057,376
	平成22年度	36,142	平成22年度	55,437
	平成23年度	36,142	平成23年度	55,437
	平成24年度	36,142	平成24年度	46,942
	平成25年度	36,142	平成25年度	46,942
4 給食業務	平成21年度	35,735	平成21年度	90,779
5 情報処理関連業務	平成21年度 ～平成25年度	514,452	平成21年度 ～平成26年度	1,682,235
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成21年度	407,946	平成21年度	1,369,259
	平成22年度	28,428	平成22年度	70,422
	平成23年度	28,437	平成23年度	70,431
	平成24年度	28,437	平成24年度	70,431
	平成25年度	21,204	平成25年度	63,198
			平成26年度	38,494

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
6 事務機器等賃借	平成21年度 ～平成27年度	千円 961,873	平成21年度 ～平成27年度	千円 1,582,884
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成21年度	229,936	平成21年度	761,321
	平成22年度	203,732	平成22年度	231,990
	平成23年度	203,487	平成23年度	229,657
	平成24年度	203,438	平成24年度	229,608
	平成25年度	118,914	平成25年度	127,942
	平成26年度	1,670	平成26年度	1,670
	平成27年度	696	平成27年度	696

第 4 表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市公園整備費 事業	千円 4,000	(借入先) 財務省、地方公 営企業等金融機 構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
総合庁舎整備費 事業	493,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。	年10% 以 内	但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
保健所整備費 事業	28,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
計	525,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 3,387,000	(借入先)		据置期間を	千円 3,318,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	599,000	財務省、地方公営企業等		含め30年以内	563,000			
農地防災国庫補助事業費	261,000	金融機構、会社、その他		均等償還又は	82,000			
湛水防除国庫補助事業費	161,000	(借入方法)		元金均等償還、	81,000			
林道国庫補助事業費	1,329,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		満期一括償還等	1,397,000			
造林国庫補助事業費	90,000		年10%	但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は	187,000			
治山国庫補助事業費	2,167,000		以 内	借り換えをすることができ	2,213,000			
保安林整備国庫補助事業費	274,000	(その他)		る。	294,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	250,000	工事その他の都合により、			285,000			(補正前に同じ)
漁港国庫補助事業費	634,000	一部もしくは			604,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,162,000	全部を翌年度			4,525,000			
道路維持国庫補助事業費	1,918,000	以降に繰り下			2,586,000			
河川国庫補助事業費	2,008,000	げて借り入れ			2,097,000			
海岸保全国庫補助事業費	222,000	することができ			236,000			
砂防国庫補助事業費	2,339,000	きる。			2,570,000			
港湾建設国庫補助事業費	765,000	発行価格が			1,340,000			
街路国庫補助事業費	379,000	額面金額を下			371,000			
公営住宅建設事業費	319,000	回るときは、			314,000			
空港直轄事業負担金	184,000	その発行差額			179,000			
農地海岸直轄事業負担金	270,000	をうめるため			283,000			
治山直轄事業負担金	129,000	必要な金額を			139,000			
道路直轄事業負担金	6,659,000	加算した額を			6,942,100			
河川直轄事業負担金	2,830,000	限度額とする			3,299,000			
砂防直轄事業負担金	219,000	ことができる。			202,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
港湾直轄事業負担金	832,000	(借入先) 財務省、地方公営企業等		据置期間を含め30年以内	890,000			
耕地災害現年発生国庫補助事業費	4,000	金融機構、会社、その他		半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等	2,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	10,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができ	15,000			
治山災害過年発生国庫補助事業費	14,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10%以内	る。	362,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	6,000	(その他) 工事その他			230,000	(補正前に同じ)		
公共土木現年発生国庫補助事業費	570,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			101,000			
公共土木過年発生国庫補助事業費	324,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			269,000			
公共土木直轄災害復旧事業負担金	80,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			368,000			
防災情報ネットワーク整備事業費	225,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			116,000			
森林総合研究所営特定中山間保全整備事業費	338,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			473,000			
庫県治山事業費	114,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			18,556,000			
産業技術センター整備事業費	402,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			8,539,000			
九州新幹線建設事業費	17,311,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			1,627,000			
単県道路整備事業費	9,732,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			1,882,000			
単県河川整備事業費	1,542,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			677,000			
単県街路整備事業費	2,115,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			419,000			
警察施設整備事業費	457,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			2,590,000			
交通安全施設整備事業費	306,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			94,000			
県立高等学校整備事業費	2,341,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			56,000			
社会教育施設整備事業費	74,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ			600			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	71,000	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ						
福祉施設現年発生単県災害復旧事業費	1,400	の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れ						

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 24,041,000	(借入先)		据置期間を	千円 24,041,703			
退職手当債	7,400,000	財務省、地方 公営企業等 金融機構、会 社、その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができ る。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	7,190,000			
計	99,865,400				102,605,403			(補 正 前 に 同 じ)

平成20年度熊本県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成20年度熊本県の農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157,606千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ800,853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		103,299	△ 68,902	34,397
	1 一般会計 繰入金	103,299	△ 68,902	34,397
2 繰越金		100,259	355,571	455,830
	1 繰越金	100,259	355,571	455,830
3 諸収入		260,015	△ 3,765	256,250
	1 貸付金 元利収入	260,015	△ 3,765	256,250
4 県債		179,674	△ 125,298	54,376
	1 県債	179,674	△ 125,298	54,376
歳入合計		643,247	157,606	800,853

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		633,719	104,318	738,037
	1 農 業 改 良 資 金	633,719	104,318	738,037
2 諸 支 出 金		3,176	53,288	56,464
	1 繰 出 金	3,176	53,288	56,464
歳 出 合 計		643,247	157,606	800,853

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
農業改良資金管理業務等	平成21年度	千円 1,787

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業改良資金 貸付金	千円 17,188	政府貸付金の 借 り 入 れ	無利子	据置期間を 含め13年以内 半年賦元金 均等償還	千円			
就農支援資金 貸付金	162,486	政府貸付金の 借 り 入 れ	無利子	据置期間を 含め21年以内 半年賦元金 均等償還	54,376	(補 正 前 に 同 じ)		
計	179,674				54,376			

平成20年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）

平成20年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,997千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,793,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		4,142	10,630	14,772
	1 一般会計繰入金	4,142	10,630	14,772
2 繰越金		519,310	△ 84,837	434,473
	1 繰越金	519,310	△ 84,837	434,473
3 諸収入		2,619,145	△ 20,627	2,598,518
	1 貸付金元利収入	2,619,145	△ 20,627	2,598,518
4 県債		751,819	△ 6,163	745,656
	1 県債	751,819	△ 6,163	745,656
歳入合計		3,894,416	△ 100,997	3,793,419

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		1,288,138	△ 87,040	1,201,098
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	1,288,138	△ 87,040	1,201,098
2 公 債 費		1,725,163	98	1,725,261
	1 公 債 費	1,725,163	98	1,725,261
3 諸 支 出 金		881,115	△ 14,055	867,060
	1 繰 出 金	881,115	△ 14,055	867,060
歳 出 合 計		3,894,416	△ 100,997	3,793,419

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 振 興 資 金 費 付 事 業 費	千円 751,819	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借り入れ	年4.1% 以 内	据置期間を 含め20年以内 年賦元金均 等償還	千円 745,656	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 0 年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 0 年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110,546千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		5,000	3,213	8,213
	1 一般会計繰入金	5,000	3,213	8,213
2 繰越金		20,274	△ 213	20,061
	1 繰越金	20,274	△ 213	20,061
3 県債		10,000	6,000	16,000
	1 県債	10,000	6,000	16,000
歳入合計		101,546	9,000	110,546

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		101,546	9,000	110,546
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	101,546	9,000	110,546
歳 出 合 計		101,546	9,000	110,546

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
母子寡婦福祉資金貸付金	10,000	政府貸付金の借入れ	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条の定めるところによる。	16,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 0 年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 0 年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,550千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,601千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		20,871	946	21,817
	1 基金繰入金	20,871	946	21,817
2 繰越金		6,180	2,604	8,784
	1 繰越金	6,180	2,604	8,784
歳 入 合 計		27,051	3,550	30,601

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		27,051	3,550	30,601
	1 用度費	27,051	3,550	30,601
歳 出 合 計		27,051	3,550	30,601

平成 2 0 年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 0 年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,900,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,800,000	△ 114,000	2,686,000
	1 証紙収入	2,800,000	△ 114,000	2,686,000
2 繰越金		200,000	14,000	214,000
	1 繰越金	200,000	14,000	214,000
歳 入 合 計		3,000,000	△ 100,000	2,900,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,000,000	△ 100,000	2,900,000
	1 繰 出 金	3,000,000	△ 100,000	2,900,000
歳 出 合 計		3,000,000	△ 100,000	2,900,000

平成 2 0 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 0 年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,517 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 272,271 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		162,878	1,427	164,305
	1 財産運用 収 入		645	645
	2 財産売却 収 入	162,878	782	163,660
2 繰入金		85,087	△ 2,944	82,143
	1 一般会計 繰入金	74,814	△ 2,944	71,870
歳 入 合 計		273,788	△ 1,517	272,271

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		273,788	△ 1,517	272,271
	1 高等学校費	273,788	△ 1,517	272,271
歳 出 合 計		273,788	△ 1,517	272,271

平成 2 0 年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 2 0 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,265千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,647,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		628,908	15,812	644,720
	1 使用料	628,908	15,812	644,720
2 財産収入			8,100	8,100
	1 財産売払収入		8,100	8,100
3 繰入金		1,374,279	△ 33,177	1,341,102
	1 一般会計繰入金	1,374,279	△ 33,177	1,341,102
歳 入 合 計		3,657,187	△ 9,265	3,647,922

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		554,608	6,263	560,871
	1 港 湾 費	554,608	6,263	560,871
2 公 債 費		3,102,579	△ 15,528	3,087,051
	1 公 債 費	3,102,579	△ 15,528	3,087,051
歳 出 合 計		3,657,187	△ 9,265	3,647,922

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎等管理業務	平成21年度	千円 35,178
2 事務機器等賃借	平成21年度	22

平成 2 0 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 0 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 387,537千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		10	764	774
	1 財産運用収入	10	764	774
2 繰入金		46,500	△ 2,730	43,770
	1 基金繰入金	46,500	△ 2,730	43,770
3 繰越金		164,151	36,442	200,593
	1 繰越金	164,151	36,442	200,593
4 諸収入		178,576	△ 36,176	142,400
	1 雑入	178,576	△ 36,176	142,400
歳入合計		389,237	△ 1,700	387,537

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		190,661	△ 1,700	188,961
	1 港 湾 費	190,661	△ 1,700	188,961
2 公 債 費		198,576		198,576
	1 公 債 費	198,576		198,576
歳 出 合 計		389,237	△ 1,700	387,537

平成 2 0 年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 0 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 204,564千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,229,140千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		1,375,371	△ 204,564	1,170,807
	1 財産売払収入	1,375,371	△ 204,564	1,170,807
歳 入 合 計		1,433,704	△ 204,564	1,229,140

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		1,096,106	△ 204,564	891,542
	1 公 債 費	1,096,106	△ 204,564	891,542
歳 出 合 計		1,433,704	△ 204,564	1,229,140

平成 2 0 年度熊本県育英資金貸与基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 0 年度熊本県の育英資金貸与基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 23,542 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,255,863 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		1,900	163	2,063
	1 財産運用収入	1,900	163	2,063
2 繰入金		218,610	△ 41,967	176,643
	1 一般会計繰入金	103,702	△ 20,116	83,586
	2 基金繰入金	114,908	△ 21,851	93,057
3 諸収入		157,870	18,262	176,132
	1 貸付金元利収入	157,870	18,262	176,132
歳 入 合 計		1,279,405	△ 23,542	1,255,863

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		1,279,405	△ 23,542	1,255,863
	1 育英資金	1,279,405	△ 23,542	1,255,863
歳 出 合 計		1,279,405	△ 23,542	1,255,863

平成 2 0 年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 0 年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 721千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 318,017千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		103	2,910	3,013
	1 一般会計繰入金	103	2,910	3,013
2 繰越金		134,829	△ 2,910	131,919
	1 繰越金	134,829	△ 2,910	131,919
3 諸収入		183,806	△ 721	183,085
	1 貸付金元利収入	183,806	△ 721	183,085
歳入合計		318,738	△ 721	318,017

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 費 林 業 費		314,724		314,724
	1 林 業 改 善 資 金	314,724		314,724
2 公 債 費		2,007	△ 11	1,996
	1 公 債 費	2,007	△ 11	1,996
3 諸 支 出 金		2,007	△ 710	1,297
	1 繰 出 金	2,007	△ 710	1,297
歳 出 合 計		318,738	△ 721	318,017

平成 2 0 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 0 年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,916 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		2,696	1,603	4,299
	1 一般会計繰入金	2,696	1,603	4,299
2 繰越金		16,598	△ 1,603	14,995
	1 繰越金	16,598	△ 1,603	14,995
歳入合計		156,916		156,916

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業費		156,916		156,916
	1 沿岸漁業改善資金	156,916		156,916
歳出合計		156,916		156,916

平成 2 0 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 2 0 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,143,688千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰越金	1,502,700	△ 9,400	1,493,300
	1 繰越金	1,502,700	△ 9,400	1,493,300
歳 入 合 計		2,153,088	△ 9,400	2,143,688

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		1,502,700	△ 9,400	1,493,300
	1 繰出金	1,502,700	△ 9,400	1,493,300
歳 出 合 計		2,153,088	△ 9,400	2,143,688

平成20年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141,769千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,362,559千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,625,248	△ 15,706	1,609,542
	1 負担金	1,625,248	△ 15,706	1,609,542
2	国庫支出金	903,500		903,500
	1 国庫補助金	903,500		903,500
3	繰入金	399,191	△ 4,314	394,877
	1 一般会計繰入金	399,191	△ 4,314	394,877
4	繰越金	101,445	△ 94,211	7,234
	1 繰越金	101,445	△ 94,211	7,234
5	諸収入	31,944	△ 2,538	29,406
	1 雑入	31,944	△ 2,538	29,406
6	県債	443,000	△ 25,000	418,000
	1 県債	443,000	△ 25,000	418,000
歳入合計		3,504,328	△ 141,769	3,362,559

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,818,601	△ 136,922	2,681,679
	1 流 域 下 水 道 費	2,818,601	△ 136,922	2,681,679
2 公 債 費		685,727	△ 4,847	680,880
	1 公 債 費	685,727	△ 4,847	680,880
歳 出 合 計		3,504,328	△ 141,769	3,362,559

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成21年度	千円 3,788
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成21年度	4,011
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成21年度	3,918
4 熊本北部流域下水道管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	2,159,220
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度	699,002 717,452 742,766
5 球磨川上流流域下水道管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	415,953
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度	135,698 137,944 142,311
6 八代北部流域下水道管理運営業務	平成21年度 ～平成23年度	504,525
	年次別内訳 平成21年度 平成22年度 平成23年度	165,270 167,055 172,200

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 214,000	(借入先) 財務省、地 方公営企業等	年10% 以 内	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利	千円 213,000	(補 正 前 に 同 じ)		
球磨川上流 流域下水道 事業費	101,000	金融機構、会 社、その他		均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	101,000			
八代北部 流域下水道 事業費	128,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。		但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	104,000			
計	443,000				418,000			

平成 2 0 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 0 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 98,724千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 278,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		96,008	△ 19,724	76,284
	1 繰越金	96,008	△ 19,724	76,284
2 県 債		264,000	△ 79,000	185,000
	1 県 債	264,000	△ 79,000	185,000
歳 入 合 計		377,104	△ 98,724	278,380

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		367,368	△ 98,724	268,644
	1 工 鉱 業 費	367,368	△ 98,724	268,644
歳 出 合 計		377,104	△ 98,724	278,380

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公営企業等 金融機構、会 社、その他		据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	264,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借り換えをす ることができ る。				

平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143,786千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,954,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	水俣湾堆積 汚泥処理 事業費	950,923	△ 569,158	381,765
	1 分担金及び 負担金	950,923	△ 569,158	381,765
2	チップソ 貸付費	2,167,590	1,087,129	3,254,719
	1 諸 収 入	2,167,590	1,087,129	3,254,719
3	水俣・芦北 地域振興基金 貸付費	808	△ 808	
	1 諸 収 入	808	△ 808	
4	支援措置費	6,702,512	△ 660,949	6,041,563
	1 国庫支出金	4,811,288	△ 517,163	4,294,125
	2 繰 入 金	690,224	△ 13,786	676,438
	3 県 債	1,201,000	△ 130,000	1,071,000
	歳 入 合 計	10,098,100	△ 143,786	9,954,314

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 水俣湾堆積 汚泥処理 事業費		2,160,477		2,160,477
	1 公債費	2,160,477		2,160,477
2 チ 貸 ッ 付 ソ 費		5,645,022		5,645,022
	1 公債費	5,645,022		5,645,022
3 水俣・芦北 地域振興基金 貸付費		125,110		125,110
	1 公債費	125,110		125,110
4 支援措置費		1,891,224	△ 143,786	1,747,438
	1 環境費	1,201,000	△ 130,000	1,071,000
	2 公債費	690,224	△ 13,786	676,438
歳 出 合 計		10,098,100	△ 143,786	9,954,314

第 2 表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 1,201,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年10% 以 内	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円 1,071,000	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 0 年度熊本県公債管理特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 2 0 年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,365,358千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,292,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		24,376	1,910	26,286
	1 財産運用収入	24,376	1,910	26,286
2 繰入金		16,642,309	△ 1,401,768	15,240,541
	1 一般会計繰入金	16,282,309	△ 1,367,268	14,915,041
	2 基金繰入金	360,000	△ 34,500	325,500
3 県債		46,991,664	34,500	47,026,164
	1 県債	46,991,664	34,500	47,026,164
歳入合計		63,658,349	△ 1,365,358	62,292,991

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		63,658,349	△ 1,365,358	62,292,991
	1 公債費	63,658,349	△ 1,365,358	62,292,991
歳出合計		63,658,349	△ 1,365,358	62,292,991

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円	(借入先) 会社、その他		借入れの年 から据置期間 を含め30年以 内	千円			
	46,991,664	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。				
					47,026,164	(補 正 前 に 同 じ)		

平成 2 0 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 3 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 0 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 0 年度熊本県電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 事業費	2,349,981 千円	13,520 千円	2,363,501 千円
第 1 項 営業費用	2,172,358 千円	13,520 千円	2,185,878 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「125,338 千円」を「81,211 千円」に、「27,866 千円」を「25,764 千円」に、「85,121 千円」を「43,096 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	720,887 千円	△ 44,127 千円	676,760 千円
第 1 項 建設改良費	267,935 千円	△ 44,127 千円	223,808 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	594,387 千円	19,638 千円	614,025 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成 2 1 年度	千円 24,485
企業局所有施設等管理業務	平成 2 1 年度	17,838
情報処理関連業務	平成 2 1 年度 ～平成 2 5 年度	6,177
事務機器等賃借	平成 2 1 年度 ～平成 2 3 年度	1,492

平成 2 0 年度熊本県工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 0 年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 0 年度熊本県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 事業費	1,102,687千円	△ 223千円	1,102,464千円
第 1 項 営業費用	904,711千円	9千円	904,720千円
第 3 項 予 備 費	7,000千円	△ 232千円	6,768千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1,082,320千円	0千円	1,082,320千円
第 1 項 長期借入金	753,598千円	△ 198,000千円	555,598千円
第 6 項 企 業 債	0千円	198,000千円	198,000千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成 2 1 年度	3,737 ^{千円}
企業局所有施設等管理業務	平成 2 1 年度	11,711
情報処理関連業務	平成 2 1 年度	240
事務機器等賃借	平成 2 1 年度	55

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 198,000	(借入先) 銀行、財務省、 地方公営企業等金 融機構、会社、そ の他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他) 財政その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	借入れの年か ら据置期間を含 め20年以内 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 但し、財政そ の他の都合によ り、繰上償還を なし、又は借り 換えをすることが できる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	84,836千円	9千円	84,845千円

平成 2 0 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 0 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 0 年度熊本県有料駐車場事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 事業費	72,186 千円	△ 127 千円	72,059 千円
第 1 項 営業費用	61,160 千円	△ 127 千円	61,033 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	8,056 千円	△ 127 千円	7,929 千円

(債務負担行為)

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成 2 1 年度	千円 461
企業局所有施設等管理業務	平成 2 1 年度	4,646
事務機器等賃借	平成 2 1 年度	134

平成 2 0 年度熊本県病院事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 0 年度熊本県病院事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 0 年度熊本県病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	1,558,199 千円	△ 91,596 千円	1,466,603 千円
第 1 項 医 業 収 益	842,860 千円	△ 91,596 千円	751,264 千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	1,557,733 千円	△ 92,090 千円	1,465,643 千円
第 1 項 医 業 費 用	1,440,451 千円	△ 92,090 千円	1,348,361 千円

(債務負担行為)

第 3 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成 2 1 年度	千円 11,633
事務機器等賃借	平成 2 1 年度	9

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	826,063 千円	△ 26,975 千円	799,088 千円

熊本県告示第 2 0 5 号

森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字小比羅 7 9 5 6 番、7 9 6 4 番 1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 0 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業 3・4・11号西片西宮線
- 3 事業施行期間 平成 2 1 年 3 月 1 7 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 八代市西片町字餅田、字下通丸及び字乙津地内
使用の部分 なし

熊本県告示第 2 0 7 号

平成 1 3 年 4 月 1 日熊本県告示第 2 7 9 号の 1 0（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表中

「

熊本県非常勤職員採用試験 （熊本高等技術訓練校巡回就職支援指導員）	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の合計得点及び合計順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	労働雇用総室
--------------------------------------	---	--------------	--------

を

「

熊本県非常勤職員採用試験 （熊本高等技術訓練校巡回就職支援指導員）	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の合計得点及び合計順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	労働雇用総室
熊本県非常勤職員採用試験 （熊本高等技術訓練校障がい者職業訓練トレーナー）	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	労働雇用総室

に改める。

熊本県告示第 2 0 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本大津線	合志市豊岡字八丁杉 2 5 0 2 番 1 9 地先から 同所 2 5 0 2 番 1 6 地先まで	59.8	緊道整 B
一般県道	郡浦網田線	宇土市下網田町字独地藏 1 5 9 4 番 3 地先から 同町字戸田 1 7 6 1 番 1 地先まで	136.0	単道改
	柿原入佐線	上益城郡山都町下名連石字所野尾	122.0	単道改

		9 0 4 番 2 地 先 から		
		同 所		
		9 1 3 番 2 地 先 ま で		
		上 益 城 郡 山 都 町 下 名 連 石 字 口 ノ 切	146.0	
		5 0 8 2 番 3 4 地 先 から		
		同 所		
		5 0 8 2 番 7 地 先 ま で		

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県告示第 2 0 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字田尻字下田尻 1 3 6 9 番地先から 同村大字田尻字天神本 1 3 4 4 番 2 地先まで	103.0	単道改
		阿蘇郡産山村大字田尻字天神本 1 3 5 2 番 2 地先から 同所 1 3 5 2 番 2 地先まで	43.0	
		阿蘇市波野大字波野字中大道 3 7 6 4 番地先から 同所 3 7 6 2 番 1 地先まで	90.0	
一般県道	小地野永谷線	阿蘇市波野大字波野字中大道 3 7 6 4 番地先から 同所 3 7 6 2 番 1 地先まで	90.0	単道改
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字江代字平畑 1 5 9 2 番 1 7 地先から 同所 1 5 9 9 番 2 地先まで	112.0	単橋改

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 1 9 日

熊本県告示第 2 1 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 城南町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 城南都市計画下水道事業 城南公共下水道
- 3 事業計画

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

平成 5 年熊本県告示第 2 3 0 号、平成 9 年熊本県告示第 1 4 9 号、平成 1 3 年熊本県告示第 5 6 1 号、平成 1 6 年熊本県告示第 7 6 6 号の事業地のうち、大字下宮地字外田、字中野町、大字島田字宮里において事業地を変更し、大字阿高字樋ノ口、字穴町、字古川、字中日焼、大字東阿高字前田、大字下宮地字能無、大字六田字上亀坂、字下亀坂、字能無、字長田、字大工免、字班町、大字島田字屋敷、字水洗を加える。

(3) 事業施行期間

平成 5 年 3 月 1 7 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第211号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成21年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	医療機関コード
サン薬局 龍田店 熊本市龍田一丁目16番6号	有限会社 サンメディック 福岡県久留米市通町362番地 森 雅徳	平成21年 3月1日	0146150
りんご調剤薬局 熊本市八反田三丁目18番1号	南日本薬品 株式会社 沖縄県那覇市三原一丁目28番15号 吉田 龍介	平成21年 3月1日	0147075
老人訪問看護ステーション ふれ愛 熊本市戸島二丁目3番15号	特定医療法人 成仁会 熊本市戸島二丁目3番15号 田上 洋行	平成21年 3月1日	0190062

熊本県告示第212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションサンビィラ ありあけ 玉名市岩崎416番地1	株式会社D・S・G	平成21年4月1日

熊本県告示第213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成21年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションサンビィラ ありあけ 玉名市岩崎416番地1	株式会社D・S・G	平成21年4月1日

熊本県告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年3月17日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
いさみ歯科きららクリニック	鹿本郡植木町岩野 2 6 6 番地 5	平成 2 1 年 1 月 5 日
はやし歯科医院	菊池郡大津町新 2 8 9 番地 7	平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日
内野玲歯科	上益城郡益城町宮園 5 3 5 番地 7	平成 2 1 年 1 月 6 日

(薬 局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
きくちハート薬局	菊池市亘字堀木 1 1 番 6	平成 2 1 年 1 月 2 1 日
八代みどり薬局	八代市永碓町 1 3 1 5 番地 1	平成 2 1 年 1 月 1 日
ひなぎく薬局	合志市幾久富 1 7 5 8 番地 1 5 0	平成 2 0 年 1 1 月 1 日
トマト薬局	八代市北の丸町 3 番 3 2 号	平成 2 1 年 1 月 1 日

熊 本 県 告 示 第 2 1 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により、施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施 術 者 [柔 道 整 復])

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
荒井整骨院	荒井 弘幸	玉名市築地 2 1 6	平成 2 1 年 2 月 5 日

熊 本 県 告 示 第 2 1 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医 科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
万江病院	所在地		平成 2 0 年 1 1 月 1 日
	人吉市二日町 1 1 7	人吉市瓦屋町字典子 1 7 1 8 番地 1	

(薬 局)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	

吉富薬局	所在地		平成 1 5 年 9 月 1 日
	水俣市陣内二丁目 3 番 1 2 号	水俣市陣内一丁目 4 番 8 号	

熊本県告示第 2 1 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
蓮田医院	八代市本町一丁目 1 番 1 3 号	平成 2 0 年 1 2 月 2 9 日

（薬局）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
有限会社吉永薬局	玉名市中 6 5 番地 5	平成 2 0 年 8 月 3 1 日
有限会社那須薬局	人吉市上青井町 1 4 0	平成 2 0 年 1 1 月 1 日
有限会社しらさぎ調剤薬局	八代市松崎町 2 6 6 番地 4	平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日
八代みどり薬局	八代市永碓町新地 1 3 1 5 番地 1	平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日
有限会社ひなぎく薬局	合志市幾久富 1 7 5 8 番地 1 5 0	平成 2 0 年 1 1 月 1 日
トマト薬局	八代市北の丸町 3 番 3 2 号	平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日

熊本県告示第 2 1 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	休止年月日
大場医院	荒尾市下井手 1 8 8	平成 2 0 年 1 2 月 1 日

公 告

熊本県公告第 1 2 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 山鹿市鍋田 1 9 2 番地
- 2 築造者の氏名 株式会社エスケー不動産

- 3 道路の位置 山鹿市古閑字白石の上 1 1 3 6 番 6
- 4 道路の幅員 6. 0 0 メートル
- 5 道路の延長 4 5. 6 2 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 1 年 2 月 2 6 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 3 0 号

熊本県公告第 1 2 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー山ノ神店
熊本市山ノ神 1 丁目 3 3 2 9 - 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸	鹿本郡植木町大字植木 1 3 3 番の 1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 2 1 年 9 月末
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 3 2 3 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
8 7 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
1 8 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
8 4 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
1 8 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 1 0 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 6 時まで
- 7 届出年月日
平成 2 1 年 2 月 2 7 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 2 1 年 3 月 1 7 日から平成 2 1 年 7 月 1 7 日まで

熊本県公告第 1 2 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字中明午 1 6 6 1 番 9 3
5 4 0. 7 3 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼 4 1 0 3 番地 2 0
原 将 士

熊本県公告第 1 2 3 号

熊本市に事務所を置く高砂土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公

告する。
平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	林田 素行	熊本市沖新町 4 7 2 8 番地
理事	木村 俊之	熊本市沖新町 4 7 2 0 番地
理事	出野 比佐雄	熊本市沖新町 4 7 2 2 番地
理事	藤本 陸奥雄	熊本市沖新町 4 7 2 6 番地
理事	砂原 敏男	熊本市沖新町 4 7 3 0 番地
理事	川上 清	熊本市沖新町 4 9 8 9 番地
理事	上村 義博	熊本市中島町 2 7 2 7 番 1
監事	藤本 次義	熊本市沖新町 4 8 9 2 番地
監事	森田 康義	熊本市沖新町 1 1 5 番 2
就任		
理事	藤本 陸奥雄	熊本市沖新町 4 7 2 6 番地
理事	出野 比佐雄	熊本市沖新町 4 7 2 2 番地
理事	林田 素行	熊本市沖新町 4 7 2 8 番地
理事	宮崎 勝喜	熊本市沖新町 4 7 0 8 番地
理事	藤本 元久	熊本市沖新町 4 7 1 3 番地
理事	川上 清	熊本市沖新町 4 8 9 8 番地
理事	上村 義博	熊本市中島町 2 7 2 7 番 1
監事	藤本 次義	熊本市沖新町 4 8 9 2 番地
監事	森田 康義	熊本市沖新町 1 1 5 番 2

熊本県公告第 1 2 4 号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
理事	那須 末喜	球磨郡多良木町大字多良木 1 5 1 6 番地の 4
理事	椎葉 光信	球磨郡あさぎり町深田南 4 7 7 番地

熊本県公告第 1 2 5 号

宇城市に事務所を置く豊野町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
理事	阿曾田 清	宇城市三角町波多 2 3 6 9 番地

熊本県公告第 1 2 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字玄番道筋 4 1 2 7 番及び同 4 1 2 8 番
3, 7 6 5. 7 7 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市龍田町弓削 1 0 8 4 番地 2
笠 ヨシ子

登載依頼

有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十一年三月十七日

有明海自動車航送船組合
管理者 元重 雅博

有明海自動車航送船組合条例第一号

有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（昭和二十三年有明海自動車航送船組合条例第十三号）の一部を次のように改正する。条例（昭和二十三年有明海自動車航送船組合条例）の第一条中「第二十八条第三項」の次に「及び第四項」を、「効果」の次に「並びに失職の例外」を加える。第五條を第六條とし、第四条の次に次の一条を加える。
（失職の例外）

第五條 任命権者は、公務遂行中の過失による事故により、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとする。前項の規定により、その職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消の日その職を失うものとする。
この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

熊本県公安委員会告示第 1 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社井上自動車学園 熊本市良町五丁目 25 番 8 号 井上 拓郎	植木自動車学校 鹿本郡植木町投刀塚 320 番地 1	初心運転者講習	名称	株式会社井上商事	平成 21 年 2 月 3 日

熊本県公安委員会告示第 2 号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成 1 2 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。
平成 2 1 年 3 月 1 7 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社井上自動車学園 熊本市良町五丁目 25 番 8 号 井上 拓郎	植木自動車学校 鹿本郡植木町投刀塚 320 番地 1	名称	株式会社井上商事	平成 21 年 2 月 3 日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号

平成 2 0 年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成21年3月17日

熊本県水俣保健所長 末 永 英 士

- 1 開催日時
平成21年3月26日（木）午後2時00分から午後2時50分まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
水俣保健所 2階会議室
- 3 議題
(1) 平成20年度管内の救急活動状況について
(2) 新型インフルエンザ医療体制に関する対応指針について
(3) その他
- 4 傍聴者定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
芦北地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話 0966-63-4104)

芦北地域保健医療推進協議会公告第1号

平成20年度芦北地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成21年3月17日

熊本県水俣保健所長 末 永 英 士

- 1 開催日時
平成21年3月26日（木）午後3時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
水俣保健所 2階会議室
- 3 議題
(1) 第5次芦北地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 新型インフルエンザ医療体制に関する対応指針について
(3) その他
- 4 傍聴者定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
芦北地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話 0966-63-4104)

熊本県文化財保護審議会公告第1号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成21年3月17日

熊本県文化財保護審議会

- 1 開催日時
平成21年3月26日（木）
午前10時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市二の丸2
熊本県立美術館 本館講堂
- 3 議題
(1) 文化財の県指定等について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5人

- 5 傍聴手続
会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6-18-1
熊本県教育庁文化課
(電話096-333-2705)

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会公告第2号

平成20年度熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会(第2回)の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成21年3月17日

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会

会長 西 岡 鐵 夫

- 1 開催日時
平成21年3月24日(火)
午前9時30分から
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟本館8階802会議室
- 3 議題
(1)シカの保護管理について
(2)サルの保護管理について
(3)その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部自然保護課野生鳥獣班
(096-333-2275)